1. 議事日程

(平成20年第2回安芸高田市議会6月定例会 第5日目)

平成 2 0 年 6 月 6 日 午前 1 0 時 開 会 於 安 芸 高 田 市 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1番	Щ	根	温	子	2番	宍	戸	邦	夫
3番	明	木	_	悦	4番	秋	田	雅	朝
5番	田	中	常	洋	6番	加	藤	英	伸
7番	Ш	角	_	郎	8番	塚	本		近
9番	赤	Ш	三	郎	10番	松	村ニ	ムキ	3
11番	藤	井	昌	之	12番	青	原	敏	治
13番	金	行	哲	昭	14番	杉	原		洋
15番	入	本	和	男	16番	Щ	本	三	郎
17番	今	村	義	照	18番	玉	JII	祐	光
19番	岡	田	正	信	20番	亀	岡		等
21番	渡	辺	義	則	22番	松	浦	利	貞

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

13番 金 行 哲 昭 14番 杉 原 洋

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市 長 浜 義 副 市 長 藤 Ш 幸 典 田 _ 総務企画部長 孝 市民生活部長 政 克 田 丸 廣 行 産業建設部長兼 雄 地域経済推進部長 盤 金 畄 英 清 水 公営企業部長 消防本部次長 消 防 竹 信 広 政 康 洋 長 Ш 明 兼総務課長 福祉事務所長兼 会計管理者 立 男 本 明 田 昭 重 邦 社会福祉課長 八千代支所長 克 美土里支所長 義 槇 原 秀 高 杉 和 高宮支所長 郎 甲田支所長 野 内 壮 沂 藤 垣 _ 向原支所長 南 部 政 美 総 務 課長 沖 野 文 雄 行政経営課長 政策企画課長 武 畄 隆 文 竹 本 峰 昭 教 育 佐 藤 勝 教育次長 益 博 志 長 田 育 参 事 初 男 教 永 井

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

議事調査GL 児 玉 竹 事 務局 長 光 下 正 則 丸 書 記 倉 田 英 治

~~~~~

午前 10時00分 開会

○松 浦 議 長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程に入ります前に、ここで1点報告をいたします。

お手元に議案第90号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」が配布されております。

本件は、初日の議会運営委員長の報告のとおり、9日の本会議において、一般質問終了後に上程いたし、質疑の後、文教厚生常任委員会に付託をいたしますので、ご承知おきください。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第1 会議録署名議員の指名

〇松 浦 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、 13番 金行哲昭君、14番 杉原洋君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

〇松 浦 議 長 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問の通告がありますので、順次発言を許します。 13番 金行哲昭君。

○金 行 議 員 おはようございます。

政友会の金行でございます。私は、通告のとおり、「財政について」 と「教育について」大枠 2 点、質問をさせていただきます。

新市長は人口減対策と住民サービス強化を強く訴えておられ、選挙戦でのマニフェストも、いろいろ出ておりました。昨日、同僚議員もいろいろマニフェストから、「あれも、これも、いつ行えるのか。中期か、長期か。」という考えも出ています。

私はその一つひとつについては、今回は昨日の答弁もございましたので聞きませんが、財政についてですが、誰もが心豊かで幸せに暮らせる住民と行政で協働のまちづくりをめざし、本市の将来像、「人 輝く・安芸高田市」を実現するため、市民のニーズ、重点施策の対応等、財政の健全化を充実する必要があると思います。

そのためには、長期的な視点に立ち、財政健全化計画が平成 20 年から平成 29 年まで、10 年間出されております。

この財政健全化計画は昨年19年9月の定例会で、市の財政の現状と今後の見通し、市の財政の状況、財政運営の根本的な考え、具体的な取り組み、歳入確保の対策、歳出削減の対策等々が出ております。まさしく我が市が、この財政健全化計画を柱としてやるべきだと私も考えております。

そのなかでございますが、市長、いろいろきのうも訴えておられます、人口減対策と、住民サービスの強化、またほかの、事業的な多発的な、24時間保育とか、色々マニフェストでも市長の理念等も出されております。

ですが、私は財政健全化計画を基本ベースでやるべきだと思っておりますが、その辺市長は、新市長になられまして、浜田市長の理念とともにこの健全化計画は見直すのか、どうするのか、骨子はそれでいくのか、1点目にお聞きします。

2点目ですが、「安芸高田市かがやきプラン」のなかに、教育長が非常に力を入れておられる「協育」、協力の協に育つの育、ということで訴えておられます。新市長も言われたように、「かがやきプラン」のなかで、独自で学習補助員と家庭教育支援員によって、学校教育の支援を挙げられております。

この件は、初日にいろいろ議論は出ましたが、重ね重ね画期的な施 策であると新市長も言っておられます。

市内の可愛小・根野小・小田東小の3校をモデル校として、教育の充実、教育のレベルアップを図り、また、この教育というのは、少子化に、若者定住につながると非常に関心をして見させてもらって一市長もこれは、言葉が悪いですが、20年度の教育の目玉にして、モデル校をベースにし、もっと飛躍し、定住化を図ろうとも言われております。

この定住化にかかる学習補助員、これは確かに、市の独自の施策だ と認識をしていますが、家庭教育支援員というのは、国の施策ではな いかと思うんですが、その点2点をお聞きします。

答弁によっては、自席で再質問をさせていただきます。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

おはようございます。

ただいまの金行議員のご質問に対してお答えいたします。

最初に、財政健全化計画の見直しについてのお尋ねでございす。

昨年9月に、平成19年度から平成23年度までの5ヵ年の事業計画を定めた安芸高田市総合計画の実施計画が策定されております。また、この実施計画を実現する上での財政的な裏づけとして、財政運営計画並びに財政健全化計画もあわせて策定されております。

この3つの計画は、相互にリンクするもので、総合計画の実施計画 につきましては、毎年度予算編成時期に合わせて計画のローリング・ 見直しを図るものでございます。

また、財政運営計画・財政健全化計画につきましても、将来的な財政収支見通しを、実施計画に掲げた事務事業を、積み上げて推計しておりますことから、必然的に実施計画のローリングに合わせ、見直しがなされます。

このことからして、このたび、さらなる行政改革や人口減対策のための少子化対策の施策の展開にあたりまして、総合計画・実施計画のローリング時に見直しをし、それに伴い、財政健全化計画の見直しも行いたいと思っております。

いずれにいたしましても、市民の声にしっかりと耳を傾けながら、 本市が抱える諸課題を少しでも早く解決するため、議会の皆さまの協力を賜りながら、限られた財源で最大の効果が上げられるよう努力してまいりたいと考えております。

なお、「学習補助員と家庭教育支援員」の件につきましては、教育長 のほうから答弁をさせていただきます。

○松 浦 議 長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

金行議員の「かがやきプラン」における「家庭教育支援員」「学習補助員」についてのご質問にお答えいたします。

本市は、合併以来「人 輝く・安芸高田」の実現を目指しており、 教育においても「夢と志を持った活力ある子どもの育成」を目標に掲 げ、取り組みを進めているところです。

本市における児童生徒の生活面での実態として、ここ数年、不登校 児童・生徒の割合が国、県に比べて高いことがあり、その背景として は体験の不足等、さまざまな要因が指摘されていますが、より一層、 家庭と学校との連携が必要であり、そのパイプ役として福祉との連携 も視野に入れ「家庭教育支援員」を配置するものでございます。

このことが、教育委員会の掲げております協力の協に育てる「協育」 につながるものと考えております。

なお、家庭教育支援員は、教育に関する見識と社会福祉等の専門的な知識、技術を有している者を学校に配置し、家庭訪問も含め、課題のある家庭、児童への支援を行うもので、今年度は県の委託事業を活用するものです。

国を通して県に来て、その県からの委託事業を安芸高田市が受けた ということでございます。また、学習補助員配置事業につきましては、 市独自の新規事業として導入するものです。

これは、本市の児童生徒の学力面の課題に対処するものでございます。

学力面に関しましては、基礎的・基本的な内容は、平均的には概ね 定着している状況にありますが、個人差があること、家庭の学習習慣 が定着していないこと等が課題として挙げられております。このよう な課題を解決するための「学習補助員」の配置でございます。

主な目的は、学力の定着・向上でありますが、あわせて、担任の事務等、負担軽減にも取り組みます。

これらの事業は、いずれも市内児童生徒の課題に対する早期対応・未然防止の観点から、小学校にモデル的に配置し、試行するものでご

ざいます。

家庭教育支援員、学習補助員を同一校に同時に配置するのは、それぞれの事業の特徴を生かし、児童の課題や家庭の悩みに総合的にかかわることで、相乗効果が生まれ成果が大きいと考えるからであります。

なお、いずれの制度(事業)につきましても、年度末には成果と課題を分析し、その結果に基づいて、次年度以降できる限り配置校をふやして、市内義務教育全体の質的向上を図ってまいりたいと考えております。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問はありますか。

○金 行 議 員

今、浜田市長が1年1年ローリングをして、骨子は19年、昨年出ました財政健全化計画をベースにやっていくということで理解をさせていただきましたが、違っていましたら、違っていると次の答弁でしていただけばいいですが、マニフェストから見ましても、また、市長の一例えば職員の自然減に対しても52人の減になっておりますが、あえて減らさなくてもいいということも、言っておられます。

そういうことが重なりまして、人件費等々、いろいろ重なってくると思いますが、私は職員を減らすのがいいとは思いませんよ。思いませんが、一応計画には百人ほど減らすということで出ています。そこらの見直しをしていくのか、いかないのか。それは1年のローリング、また2年のローリング、3年、5年のローリングでやっていかれると思いますが、その辺を一点お聞きします。

それと今、教育長が「学習補助員」、「家庭教育支援員」を言われましたが、家庭教育支援員というのは、国の施策で県へ下り、県から市に下りたということでございまして、これは教育長、そういう施策があったから学習補助員を考えられたのか。たまたま、「学習補助員」をしないといけない、いろんな学校のことを考えたら、ローリングをして相乗効果ということで出されたのか。

「学習補助員」は画期的な施策であり、我が市の市長も力を入れている、将来モデル校がどんどん、1年でいい結果が出れば、どこへラインを置かれているかはわかりませんが、どんどんやっていかれるということで、そこらはどうお考えなのか、その2点をお聞きします。

○松 浦 議 長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

金行議員のご質問にお答えしたいと思います。

行財政改革でございますけども、概念的に百人多いとか言われますけど、現実問題をしっかりと、支所の人員とか、本所の人員を踏まえて、どれだけ要るのだろうかということを、本気でやっていって、あるべき姿をしっかりした上で、それでもどうにもならなかったら、職員の給料というような順番を行政改革と思っていますので、その辺のところを徹底していきたいと思います。

それからもちろん、私が言いましたように、事業の徹底した見直し がございますので、この大きなことを昨今の状況を踏まえまして、財 政計画の見直しをするということで、ご理解を賜りたいと思います。

後から教育長に説明していただきますけど、このたびの「学習補助 員制度」というのは、私がマニフェストに掲げてやると言ったことを 教育長にお願いして、どうか入れてくれと。私のこれからの政治の姿 勢なんだということで、こういうことをあえてこのたび入れさせてい ただきました。

財政の都合でこのたびはモデル的になっていますけども、ぜひ成果が出れば全市に広げて、多分このことがよければ、県も放っておかないでしょうから、県下としての大きな事業にもなってくると思います。

教育長、よろしくお願いします。

○松 浦 議 長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

先ほどの質問にございました、「家庭教育支援員」並びに「学習補助 員」についてのご説明をさせていただきます。

先ほど答弁のところで申しましたけども、市内の学校の学力につきましては、概ね学校はよく努力してくれていると思っておりますが、そうは言いましても、通過率30%以下というような子どもについても、行き届いた教育をしていくのが、教育委員会としての大事な仕事であるということは常日ごろから思っているところでございます。それをどうやって進めていくかということについては、教育に携わるものとして、忘れたことはございません。

もう一つ、今日的課題でございます、家庭の保護者と学校の先生との間のなかで、なかなか総合理解がいかないというようなことがございまして、学校の教職員も目の前の子どもの指導ということ意外にも大変に困っておられるというような状況もございますので、そういうことについて、何かいい制度はないだろうかということを県のほうにも尋ねておったところでございます。

そうしたところ、県のほうから、この「補助員制度」というのをやってみなさいというように話をいただきまして、そして、もう一つ、先ほど市長から話がありましたように、「学習補助員」についても、ご理解をいただきましたので、あわせて市内の子どもたちの学力をつけていき、学校も安定したなかでの教育ができるように進めていくということで、モデル的に配置をしているわけでございます。

そして、もう一つ、つけ加えて申し上げますと、「家庭教育支援員」は、そこの学校におりますけども、エリアをある程度決めまして、そこの学校だけではございませんので、その地域周辺の学校にそういうことがあったときには、学校と保護者のパイプ役にもなりながら、力を発揮していきたいと思っております。

市長から答えられましたが、このことについては、教育委員会とし

ても前々からそういう制度がないだろうかということを願っておったというようにご理解をいただきたいと思います。

○松 浦 議 長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問ありますか。

13番 金行哲昭君。

○金 行 議 員

市長の答弁で、何をするというのは、頭のなかにはあるが、また 7 月に各支所との懇談会もあるし、早く出せといって、余りまとまって いないものを出して、市民に迷惑、マイナスになってはいけないです。

これはよく精査し 一 だが、私の任期は11月までだし、市長は4年間ありますが、早く出せるものは、市民に光を与えながら、一 昨日の大阪の知事ではありませんが、自粛するところは自粛して、光を与えながら、その施策を、考えを、強くしてくださることを希望します。

教育長、非常にいいことと私もすごく感心がありますが、1点お聞きしますが、担任と補助員がおりますよね。そこらの子どもに対しての考えが、担任の言いたいことと、補助員の言いたいことが、ちぐはぐしないように考えておられますか。最後にお聞きして、私の質問を終わります。

○松 浦 議 長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

行財政改革を踏まえた施策の展開にあたっては、一生懸命に汗を流 していきます。早急に答えが出るように頑張っていきたいと思います。 皆さんのご協力のほどよろしくお願いします。

○松 浦 議 長

続いて答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

学級担任との意思の疎通ということですが、人を選ぶときには、そ ういう人を選びたいと思っております。

確かに理論の立派な方もおられますが、理論だけではいけない。教育は心のつながりがないとできませんので、それは考えて人選をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○松 浦 議 長

以上で、金行哲昭君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

4番 秋田雅朝君。

○秋 田 議 員

おはようございます。4番 政友会の秋田でございます。

私は、通告に基づき、大枠3点についてお伺いいたします。

まず、1 点目は、地域農業の振興についてでございます。国の農業 政策に目を向けますと、先日の町村官房長官の「滅反を含めて、農業 政策を根本から見直しが必要だ」という発言に対しまして、加藤元幹 事長の「滅反見直しは米価の下落につながる」という反論、福田首相 の「米の消費拡大が最優先」で沈静化というように、自民与党内の方 向性が見えず、農林水産省事務次官は「生産調整は今後も続ける」と しているものの、「我が国の農業政策も抜本的な見直しが必要な時期に来ているのではないかと受け止めている」としており、国の施策に従いながらの農業展開、とりわけ集落営農等に、先行き不透明感を覚えざるを得ない状況だと私は思っています。

そうしたなかで、本市では、施政方針のなかで、小規模農家と法人・ 認定農業者など、いわゆる担い手との役割分担を明確にした地域農業 の振興を図るとされています。

また、施策の大要では、従事者の高齢化・後継者不足など、本市農業の厳しい環境のなかで、集落営農の確立に向け、担い手の育成支援を行ない、集落型農業生産法人の設立促進、認定農業者等の経営安定の支援を行うとされ、地産地消の推進にあわせて、新規就農者の掘り起こし、団塊世代の就農誘導を働きかけるとされています。

安芸高田市農業の将来展望を考える時、このことは重要課題と認識 し、次の点についてお伺いいたします。

1 点目として、昨日の岡田議員の「担い手」についての質問もあり 「農業を守ることは産業の基本であり、まちづくりの基本である。大きな見地から農業問題に取り組んでいく」との市長答弁もございましたが、担い手の状況では、集落営農組織設立状況は概ね横ばいで、認定農業者を含む大規模農家は、微増傾向にあると伺っていますが、今後の担い手についての展開はどのようにお考えかお伺いいたします。

2点目として、6町が同様とは思われませんが、集落営農を推進する ことにより、大規模農家の耕作地が減少するのではという課題が生じ る懸念があるのではと思いますが、市長はどのように思われますか。

また、大規模農家に、耕作地を面的集積する組織設置が必要と思う のですが、見解についてお伺いいたします。

- 3 点目として、現在の集落営農組織のオペレーターも、高齢化の傾向にあると思われ、大規模農家においても、後継者問題は重要課題と思いますが、対策について、具体的な取り組みが必要と思うのですが、市長のお考えについてお伺いいたします。
- 4 点目として、就農塾による新規就農者、就農誘導は成果が上がっているのではと思っていますが、新たな施策展開による取り組みも必要と思うのですが、市長のお考えについてお伺いいたします。

次に、大枠 2 点目といたしまて、畜産振興策についてお伺いいたします。

飼料価格の高騰が続き、悲痛な叫びが相次ぐ畜産・酪農業は、危機的状況にあり、とりわけ、酪農家においては、全国的に廃業率が高まり、都府県では 6.6%の率になり、中国地方の酪農家戸数も、前年対比 92.8%と減少しています。

本市においても、今後の展望に不安を感じている農家の声を聞いています。本市の平成17年度における農業粗生産額では、合計額65億4千万円のうち、肉用牛が4億円、乳用牛が6億5千万円で、合わせ

て 10 億 5 千万円。 畜産合計では、26 億 6 千万円となり、農業粗生産額の 40%を占めています。

施政方針の施策の大要では、畜産の振興策として、和牛産地規模拡 大推進事業、乳用牛群の改良推進事業などの継続支援も実施されてい ますが、畜産農家への現況の飼料価格高騰、また、ガソリン値上げな どによる、燃料費高騰による経営圧迫に対する措置・対策に取り組む ことが、畜産農家保護の観点から、喫緊の課題だと思います。

国・県への働きかけ、本市としての取り組みについて、市長の見解 をお伺いいたします。

大枠3点目として、救急医療体制についてお伺いいたします。

市民の生命・身体及び財産の保護という点から、平成 18 年度に安芸 高田消防北部分駐所が整備され、高規格救急自動車、救急自動車用機 材等が配置されました。

このことにより、救急活動事業においては全市的に救急患者発生現場への救急自動車到着時間が短縮され、効率的な救急活動が行われていると認識しています。

しかし、到着から搬送病院への出発までの時間が長いとの市民の声を伺っています。一刻を争う時でありますので、ほんの数分でも長く感じる部分はあるにしても、現場にいる人への説明・対応等について留意が必要と思います。施政方針の「JA吉田総合病院との連携を図り、一 安心で質の高い地域医療体制の確立を目指す」点も含め、次のことについてお伺いいたします。

1、救急医療情報システムは、都道府県ごとに整備され、急患をスムーズに搬送するため、病院側が空ベッドや、診療科目・手術の可否など、コンピューター入力して、消防機関に提供する仕組みと伺っていますが、活用状況についてお伺いいたします。

2 点目として、救急患者受け入れ携帯システムは、救急患者の受け 入れ可能な医療機関を携帯電話の通信機能で迅速に探すシステムと伺っていますが、活用状況についてお伺いいたすものでございます。

以上3点について、お伺いいたします。

○松 浦 議 長 ○浜 田 市 長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

ただいまの秋田議員のご質問にお答えいたします。

まず、集落営農組織・大規模農家等の担い手の今後の展開について のお尋ねでございます。

平成19年度から始まりました品目横断的経営安定対策は、今年度から「水田・経営所得安定対策」と名称を変え、国の農業施策は担い手へと集中しています。

本市の農家の平均水田面積は65アールと、零細ではございますが、3 ヘクタール以上の経営水田面積を有する農業者が95戸あり、これら の農業者が耕作する水田は、安芸高田市全体の23%にも達しておりま す。また、平成19年度において、2つの農業法人が設立されるなど、 担い手農家と集落営農組織の育成に一定の成果を上げてきております。 今後とも、地域の特性を活かした担い手や集落営農組織の育成を進めてまいりたいと思っております。

次に、集落営農を推進することによる大規模農家との耕作面積に関する課題についてのお尋ねでございます。

水田・経営所得安定対策の開始により全国的には「貸しはがし」といった問題が生じたようではございますが、本市におきましては、現在のところ大きな混乱は生じておりません。また、昨年は、集落営農の推進により、担い手農家と集落の連携を図る集落が「農用地利用規程」を締結するなど、集落と担い手との連携が進みつつあります。

今後とも、担い手と集落営農組織の連携による地域農業の振興を図ってまいる計画でございます。また、面的集積を行う組織につきましては、農地流動化推進員を中心に、地域と担い手が連携し、地域の農地を維持管理する集落営農の仕組みづくりを、県、広島北部農協の関係機関と連携し進めてまいりたいと思っております。

次に、集落営農組織・大規模農家などの後継者対策についてのお尋ね でございます。

平成19年度末の認定農業者は、合併当時と比較して19名増加しており70名となり、農業生産法人も4法人増加し、17法人となっております。一方、農産物価格の低迷のなか、後継者不在の担い手農家や集落営農組織も散見されますが、これまで蓄積されてきた技術や経営資源を次の経営主体に引き継いでいくことが重要であると考えております。

面的にまとまった地域であれば、担い手への集積も容易に進むものと考えられます。また、担い手が個人で管理することが困難な水路等の共有資源を、地域とともに管理するなど、担い手と集落の連携により広域的な育成を図ることが必要であると考えております。

次に、新規就農者の掘り起こしと就農誘導についてのお尋ねでございます。

平成 18 年度から就農塾を開設し、平成 18 年度には 9 回開催し、42 名の参加を得て、平成 19 年度には基礎講座 12 回、実践講座 14 回を開催し、300 名を超える方の参加をいただきました。

受講者のなかから、新規に長なす・ブロッコリー生産に取り組む農業者があらわれるなど、一定の効果はあったと認識しております。 農業への入門窓口として引き続き取り組んでまいりたいと思います。

新規就農者につきましては、関係機関と連携を密にし、円滑な就農 と経営安定に向けた支援を行ってまいりたいと思っております。

次に、畜産振興策についてでございます。特に最近の飼料価格の高騰による経営圧迫に対する取り組みについてのお尋ねでございます。

ご承知のとおり、飼料穀物の大部分は輸入に依存しており、特に配合飼料の主原料であるトウモロコシ、コウリャン、大麦の輸入先は、

米国・オーストラリアに大きく依存しております。

トウモロコシについては、米国でエタノール用需要が、中国で飼料 用需要がそれぞれ増加基調で推移しており、需給構造に変化が生じて 急騰しているのが現状でございます。加えて、原油価格の高騰の影響 で、海上輸送運賃も上昇傾向にあり、飼料価格の高騰に拍車をかけて いる状況となっております。

本市の畜産への影響も例外ではなく、飼料の高騰が経営に悪い影響を与えていることは、十分に認識しているところでございます。

このような急激な価格上昇により、畜産経営に大きな影響を及ぼさないように、配合飼料価格安定制度がございます。国及び民間が協力して基金を創設しております。

制度の内容は、当該四半期の配合飼料価格が直前1年間の平均価格を上回った場合、農家にその差額分を補填するという制度で、畜産農家が大きな打撃を受けないように負担を軽くするというものでございます。

しかしながら、配合飼料価格は上昇を続け、補填金が交付されても 農家の実質負担額はこの1年6ヵ月で、1トン当り1万円以上増加し ております。

本市といたしましては、配合飼料価格安定制度の充実を初め、畜産経営の安定化に向けた諸施策を国・県、関係機関に強力に要望してまいりたいと考えております。

また、自給飼料向上の取り組みとして、草地の再利用の推進、耕種農家と畜産農家の連携による稲わらの利用、飼料用米の栽培試験等を積極的に推進し、安定した畜産経営が行われるよう努力してまいりたいと考えております。

最後に、緊急医療体制についてのお尋ねでございます。

緊急医療は、市民の生命に直結している事項で、その重要性については、十分に認識をしているところでございます。市といたしましては、今後とも受け入れ体制となる各医療機関と必要な協力体制、連携を保って、緊急医療体制の確立を図ってまいりたいと考えております。

なお、具体的なシステムなどの説明につきましては、消防長から答 弁をさせていただきます。

○松 浦 議 長

引き続き答弁を求めます。

消防長 竹川信明君。

○竹川消防長

それでは議員のご質問にお答えする前に、まず、救急搬送の現状の ご説明をさせていただきたいと思います。

救急隊が現場に到着いたしまして、病院搬送まで時間を要するということでございますけども、確かに待つ時間については長く感じると 思います。

以前は搬送を主眼とした救急でございましたけども、救急隊員による適正な観察や処置が義務づけられまして、現場で患者を動かす前に

行う処置、あるいは車内収容後も、車内で出発前にしなくてはならない処置も数々多くあります。その関係から時間を要しているというものも多くございまして、これは、全国的な傾向のようでございます。

御存じのように、地域の中核医療機関に吉田病院がございますけども、この吉田病院におきましては、全面的な受け入れ体制をいただいておるという関係から、その90%以上を収容していただいている状況でございます。

また、処置に時間を要する場合については、関係者への説明、これは現場救急隊として、常日ごろ心がけておるところではございますけども、再度職員指導をいたしてまいりたいと思っております。

それでは、ご質問の救急医療情報システムについてでございます。

平成13年に「救急医療ネットひろしま」として、リニューアルしております。これは、県の医療政策課が推し進めるもので、当本部の活用としましては、管内にない診療科目など、市民からの問い合わせについて、該当病院の紹介をいたしておるところでございます。

平成 19 年におきましては 28 件、平成 20 年の 5 月末までで約 4 件の 実績をみております。

次に、救急患者受け入れ携帯システムについてでございますが、これは、さきに述べました「救急医療ネットひろしま」でございますけども、このなかのメニューの1つで、救急搬送支援システム、いわゆる「こまっTEL」というものでございまして、平成19年8月、昨年の8月1日から運用が開始されているものでございます。

システム的には事前に登録をいたしまして、メールを介して救急隊 が収容先病院を探すというものの制度であります。

これによりますと、県内の登録病院につきましては、160 ヵ所余りでございまして、管内におきましては、吉田病院が登録をされておるという状況でございます。

運用開始当初の消防機関につきまして調べてみますと、これは広島市のみでございまして、本年6月1日現在におきましては、東広島市、備北、福山、廿日市市の5本部が登録をなされておりまして、実際の運用につきましては、広島市及び廿日市市のみのようでございます。

さきにご説明いたしましたように、吉田病院が受け入れに協力的で、 ほとんどといっていいほど、そちらに収容されている状況でございま して、当本部としましては、その運用の援助を考えてはおりませんけ ども、将来的には検討をしていく必要があろうかと思っております。

以上、概要の説明とさせていただきますが、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問はありますか。

4番 秋田雅朝君。

○秋 田 議 員 詳しいご答弁を含めていただきました。再質問ということでござい

ますが、質問を含めて、提案という形で、少し質問をさせていただきたいと思います。

「集落営農組織」あるいは「大規模農家」の今後の展開についての見解ということをお伺いしましたが、3~クタール以上が95戸であるとか、市内の23%以上ができているし、これは成果が上がっているというふうに答弁をいただいたと思います。

私がご質問をさせていただいたのは、過去においても小規模農家の 支援策であるとか、耕作放棄地減少対策であるとか、集落営農強化等 の質問をさせていただいております。

このなかでの、前市長になりますけども答弁では、ほとんどが集落 営農を中心とした取り組みで進めていくということで、答弁をいただ いておりまして、まさしくそのとおり、集落営農の成果を上げて順調 にふえてきているというふうには認識をしております。しかし、あえ て小規模農家のことについては触れなかったんですけども、浜田市長 は、小規模農家の支援もしていくということをマニフェストも含めて 言っておられたと思いますけども、この小規模農家の支援について、 私は今まで進めてこられた集落営農であるとか、認定農業者を含む大 規模農家の育成等を進めることによって、小規模農家のそのことへ対 応していくという支援策の一環であると認識して今まできましたけど も、合併後4年間が経過して、確かに集落営農も、大型認定農業者が ふえてきているかも知れませんが、数字的にはそんな大きな変化は見 られないし、逆に大きな変化が求められるかというと、本当に国の施 策に従うための施策であるので、なかなか目に見えていないと思うん です。

それで、そこらあたりを含めたときに、今後はやはり施政方針で述べられておられるように、小規模農家と認定農業者を含む大規模農家の役割りを明確にすることが、その地域農業の振興策であるとうたわれていますので、そこらあたりを明確にするのに、平成15年に安芸たかた広域連合による、広域農業振興計画が策定されておりますが、その後そういった計画の再編というか、再度計画書の策定という形は今伺っていませんので、そこらあたりの計画をしっかり策定されて一昨日も岡田議員の質問でもありました、中期的・長期的な経営改革というのが、中期が何年かというようなことも昨日話をしていましたけども、私も1年、2年で農業は変わるものではないので、差し向き10年計画をつくる、あるいは、短く考えたら5年計画をつくるということが、ともかくその計画に沿って物事を進めていくことが、より農業の振興策につながると思うので、そういった計画の策定はなされないかどうか、提案というか質問をさせていただきます。

それから、2点目として、大規模農家と、集落営農との耕作面積の件についてでございますが、私は大規模農家の方に話を伺いました。 それで今は、個人的に集落営農組織に入っていない地域の耕作地を利 用されていますけども、今の方向で行くと集落営農を進めていくという考えの基に、大きな進捗はないにしても、そのことを進めていく上においては、大規模農家にどうしても面積的な負担がかかるのではないかという考えの基に、私はこの質問をさせていただきました。

それで、先ほど答弁で、「農地流動化推進員等、あるいはJAとの連携で、面的集積をする組織等の設置をする」という答弁をいただいたかと思いますけども、ともかく大規模農家の方のお話を伺うなかでは、設備投資あるいは、先ほども出ました、燃料代の高騰等が、耕作面積が減少するとかなり影響を及ぼすということを伺っておりますので、やはり先ほど5年か10年の経営計画というようなものをお話しさせていただきましたけども、そういったことをしっかり踏まえて、計画をしていただくということを、提案したいと思うのでございます。

それから3点目、4点目の後継者対策、あるいは新規就農者の掘り起こし、就農誘導等の件でございますが、これは、少し大きな話になって申しわけないと思いますが、施政方針で述べられている「地域活性化対策」、あるいは広角的な視点から「雇用の場の確保」にこのことを進めることによってつながっていき、そしてひいては財源の確保につながるという観点から、質問をさせていただきました。

そこらを踏まえた …… 市長さんは、ちょっと農業の角度からの、 そういった考え方ですが、どのようにお考えか、再度質問させていた だきたいと思います。

それから、大枠2点目の畜産でございます。

これも農家の方にご意見を伺いました。それで、ここで言うのは、 酪農家であるとか、和牛繁殖農家、また肥育農家、という形で話をさせていただきたいんですが、酪農家では当然、飼料費高騰対策とか、 乳化値上げ対策は安芸高田市独自で対策ができることではなくて、や はり、これは国のレベルの問題だという認識はされております。

安芸高田市でどういった対応をしてあげればよいのかということを考えましたときには、ご意見をいただいたなかで、3 町に堆肥センターがございます。その堆肥センターに酪農家の方が、堆肥の持ち込みをされますけども、これに持ち込み料を払って持ち込んでおられるという現時点での状況がございます。

もし、本市で酪農家へ1つの保護策として考えられるのであれば、 堆肥持ち込み料、あるいは耕種農家の理解を得た堆肥販売価格の値上 げ等、そういった堆肥センターの運営を黒字化対策といいますか、そ ういった方向で助けていっていただくことが1つの対策になるのでは ないかというので、そのことを提案させていただきます。

繁殖農家では生まれおち子牛、市内保留で既に育成対策はされていると思いますので、ただそれが5万円だと伺っておりますが、もし補助ができるとすれば、これを10万円に上げてあげるとかいったような対応の仕方をしていただけるかどうか質問をさせていただきます。

また、肥育農家では、ほとんど補助金的な支援、国の支援策があるにしても、市独自の支援策は今までなかったと伺っておりますので、これが補助金という形がいいのか悪いのかはわかりませんが、何かそういった施策を講じていただけるかどうかを再度質問させていただきます。

それから、3点目の救急医療でございますが、これは消防長から詳しい説明をいただきましたので、私が申し上げることはございませんけども、ただ、吉田病院が90%をほとんど収容していただいているということになっております。それで、携帯システム活用を将来的には検討していくということでございますので、一番言いたかったのは、救急現場に到着されて、そこにいらっしゃる方が、まだ出んのか、まだ出んのかといったような感覚があるということが、市民にとって一番の不安材料でございますので、そのことを早急に改善できることを、こういったシステムを利用していただきたいというのが願いでございましたので、答弁は結構でございますが、私の要望でございます。

以上について、答弁をお願いします。

○松 浦 議 長

再質問を終わります。

答弁は休憩後にいたします。

この際、11時15分まで休憩といたします。

~~~~~

午前10時58分休憩午前11時15分再開

~~~~~

○松 浦 議 長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほどの再質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

先ほどのご質問に対してお答えいたします。

昨日もございましたけども、まちづくりは農業が基本だということは偽りでございません。やっぱり、この山村地域においては、このことを考えないと、今後の農業、まちづくりは不可能と考えております。

昨今の国の状況のなか、これからもっともっと厳しくなりますけど、 農業を取り巻く環境というのは、みんなと一緒に考えていかなくては いけない課題だと思っております。

先ほど集落農業、大規模という私の姿勢のご質問でございますが、 私は全般的に考えまして、今の農業、集落と大規模農業、小規模農家 と分類ができると思いますけども、国が言っているのは大規模化して、 集落化して、企業の効率を上げて、生産コストを下げて、グローバル 化に対応していきなさいということと思いますけど、そうはいかんと。

安芸高田市は大規模にできるわけはないし、まして集落も現在聞いておるのは、集落と大規模を入れても23%です。それから、小規模農家は77%ございます。人に直したら小規模の方が5千人ですよ。集落

も 100 人から 150 人です。全然、住民に対する影響度というのが多いと。

議員のおっしゃるとおりなので、ここらをどうしていくかというのが、私もこれから考えていかないといけない課題であって、国、県もここらをどうしてくれるのかと考えていかなくてはいけないと思っております。

このたびはデカップリングがございましたけども、この制度がなくなってしまったら、まだ深刻な状況になってくると思います。それで、このようななかで、集落大規模農家は国の施策のとおりは規模拡大を図っていきますけど、これだけでは安芸高田市の農業の対策にはならないと。秋田さんの考えと同じでございます。

これをどうするかということになってくると、小規模農家の方々の 営農や、これからをどうしていくかということになりますけど、あと 前後左右しますが、私が地元を歩いたら、企業誘致、「働く場が、ま ず第一に要る」ということでした。こういうこともやっていきたいと。

それから、地産地消を徹底して、地元でできたもの、地元でつくってあげて経営に安定を持たせてあげるということや、それから今後農家におきましては、安芸高田市というところは非常に消費地である広島市と近い距離にあるので、広島市の安定した食料の供給源としての希望が持てるのではないかと思います。三次市や庄原市の悪口を言わけではございませんが、距離が近いだけはよっぽど安芸高田市が有利だということで希望を持って、こういう対策をこれから講じてまいりたいと思っております。

そういう意味で、農業振興計画の見直しと言われましたけども、こういう面を含めて、今大きな農業の転換期でございます。このような大規模の農業とか、集落化とかありますので、これを踏まえた上で、安芸高田市流の振興計画の見直しをしていかないといけないと。こういうしっかりしたものではなくてもいいけど、こういうことを踏まえた計画の見直しが必要であると考えております。

先ほども申しましたように、対策としては働く場の確保と、地産地消の問題、広島市との食料の安定供給にこたえる問題とか、こういうもので小規模農家もこたえていってあげたらいいのではないかと。

これは、私の個人的な考えなので、皆さんと議論をしながらもっと もっとメニューを広げていきたいと思っております。

畜産についての考えでしたが、持ち込み料が500円要ると、このことは、堆肥センターの経営にも影響をしてくるわけでございます。このようなことを総合的に考えて、行政も判断をしていかないといけない。お互いにこの厳しい時期にどうしていくかというのもあります。将来的にこの畜産をどうしたら続けられるかという議論もございます。大きな見地に立って考え直していきたいと思っています。

具体的な補助制度というのは、まだ市長になったばかりでよくわか

らないので、担当部長から補助制度の説明をさせますが、今こそ皆様 方と一緒になって、安芸高田市の農業の危機について一緒に考えてい くことが、行政だと思っておりますので、よろしくお願いします。

○松 浦 議 長

引き続き答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

畜産振興の関係のご質問のなかで、繁殖農家への支援で、支援金額のアップというようなご質問でございました。

市独自の制度といたしましては、育種改良推進事業でありますとか、 昨年から新規事業として取り組んでいる、産地規模拡大推進事業といった事業がございます。こういった制度のなかで、一つの要件を持た せながら、事業の推進をしてきております。

できましたら、そういった一つの事業要件の中に、あてはまるような一つの取り組みをしていただいて、補助の高い条件のなかで活用していただければというふうに考えております。

また、県の協会の関係の制度もあわせて活用できるというような仕組みにもなっておりますので、いろいろな面でそういった制度の上手な使い方を市のほうとしても、関係農家と連携をとって進めてまいりたいというふうに考えております。

よろしくお願いします。

○松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

再々質問はありますか。

4番 秋田雅朝君。

○秋 田 議 員

振興計画の策定、見直しが必要だと思うという答弁をいただきましたので、あえて深くは申しませんけども、ぜひともこれを進めていただきたい。

それから畜産関係においても、県との連携を図りながら、補助金という形ではなく、いろんな事業としての取り組み方を進めていただきたいということでございまして、最後の質問ということでございますので、私の意見、また市長さんのご意見を伺うことをいたしまして、終わりたいと思うんですが、農畜産業の衰退ということは、先ほどから話をしておりますように、地域活性化の衰退につながるというふうに思われます。逆に、農畜産業振興施策が充実することによって、農畜産業の発展は地域に活力を与えるというふうに思われますし、また、強いてはこれが財源確保につながるんだということにもなりますし、また、財政基盤の強化につながると、私は確信いたしております。

そういった意味で、作日の市長答弁にもありました「市民の声を聞いた施策を展開したい」という答弁があったかと思うんですが、その言葉どおり、ぜひともこういった意見に耳を傾けていただきまして、「人 輝く・安芸高田市」に向けた施策展開、意気込みをお伺いいたしまして、私の最後の質問といたします。

○松 浦 議 長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

ご提言ありがとうございます。

こういう時期でございます。財政状況は厳しいですけども、皆さん とともに汗を流して、市民の負託、農家の皆さん方の負託にこたえて いきたいと思います。

しっかり頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○松 浦 議 長

以上で秋田雅朝君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

12番 青原敏治君。

○青 原 議 員

12番、あきの会の青原敏治でございます。

この質問は、今後の安芸高田市の行財政改革の一助になればという思いで質問をいたします。

1 点目の「公文書の郵送料について」ということでお願いをいたします。

市長の施政方針のなかに「経費削減を推し進める」とあります。そ こで、郵送料の減額をしてはと思います。

現在、1年間で約3,500万円の郵送料があります。いろいろな条件があると思いますが、二重投資にならないようにと思います。公文書は毎日のように各支所に配達されていますが、このシステムを利用したり、また、行政嘱託員さんが月2回各家庭に配達されます。

この行政嘱託員さんに協力をお願いして配布してもらうことができないものか伺います。

また、個人情報等の問題があると思われますが、先日、国保の関係 文書が配布されました。そこには個人の番号が記載されており、この ようなことがあります。このことをどう対処されるのかを含めて伺い ます。

次に、「児童クラブの今後について」でございますけども、いろいろ昨日も出ているようでございますけども、「児童クラブ」と現在川根の小学校で試験的に行われています「放課後児童教室」の関係を今後どのようにされるのか伺います。

子どもたちには等しくサービスの提供をしていただいて、保護者の 方にも応分の負担をしていただかなくてはいけないと思いますけど、 それも平等であるべきではなかろうかというような思いがしますので、 そこら辺を含めてご答弁をいただければと思います。

再質問の場合は自席でさせていただきます。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

ただいまの青原議員のご質問にお答えいたします。

最初に「公文書の郵送料」についてのお尋ねです。

ご指摘のとおり市では、年間の郵送料として約3,500万円がかかっており、そのほとんどを郵便局株式会社にお支払いしているのが現状

です。

これらの郵送を、現在、各支所を回っている「逓送便」や月2回行 政嘱託員さんにお願いし配布している「通知広報の便」を利用しては どうかとのご提案です。

市から郵送しております郵便物は、そのほとんどが納税通知書や保険証の発送であり、地方税法などにより「郵便若しくは信書便による送達又は送達すべき場所において、受けるべき者に書類を交付して行う交付送達」と定められておりまして、期限内に本人に確実に届く必要があります。

また、このような特定の人に送る文書は、郵便法などに基づき「郵便事業株式会社若しくは許可を得ている事業者」にしか取り扱うことが許されていません。

これらのことから、この郵送分を本庁と支所間の配送業務を委託している「逓送便」や「信書」にあたらない広報紙やお知らせをお願いしている行政嘱託員さんにお任せすることは、適当でないと考えています。

いずれにいたしましても、ご指摘いただきますように、経費削減の 観点から、さらに郵送の内容を精査し、省略できるものや合理化でき るものは積極的にその取り組みを進めてまいりたいと考えています。

なお、国保税の関係で送付した封筒の宛名シールに番号の記載があったことにつきましては、税務課において事務処理の迅速化を図るために使用していたものでありますが、ご指摘いただいたことも危惧されますので、現在、封筒への記載はとりやめております。

ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、「児童クラブ」の今後についてのお尋ねでございます。

本年3月、吉田イルカ児童クラブにおきましては定員70名のところ、95名の申し込みがあり、その需要は急速に伸びてきています。

クラブを利用できない児童、いわゆる待機児童も出始める状況でご ざいます。

国の指導におきましても、大規模なクラブでは子どもの安全性が保たれないということで、昨年度より創設費補助は、71名以上のクラブは対象外となってきております。さらに、平成22年度より71名以上のクラブの運営費補助の廃止や、クラブの適正な人数規模に分割運営に向けた推進や支援に向けての指導があるところです。

そのような状況のなかで、将来のクラブ入所児童の推移及び小学校 入学児童数を考慮したなかで、早急に課題の解消、子どもたちの安全 を確保するため、第2イルカ児童クラブを必要と判断し新設したいと 考えております。

なお、行政の基本的な考え方ですが、いわゆる現在の児童クラブと 教室の考え方の違いのご指摘でございますけども、一応教室は10人程 度の小規模のところにおいて、地域のボランティアで、常時携わるこ とができるという条件のところについて、そういうことを今行っているところでございます。

詳細については、教育長のほうから、少し説明をしてください。

○松 浦 議 長

続いて、答弁を求めます。 教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

先ほど市長から、放課後こども教室について、教育長のほうからということがございましたので、私のほうから考え方についてご説明をさせてもらいたいと思います。

まず、違いでございますが、厚生労働省の児童クラブは、児童福祉 法に基づいて「帰宅しても保護者がまだ家庭に帰っていない児童」に ついて、福祉の観点から、生活の場として機能することが求められ、 専任の指導員が、個々の児童の安全確認はもちろん、保護者との連携 など、きめ細やかに健全育成を図る、社会福祉の事業でございます。 したがって、指導員には非常勤の特別職の報酬を支払っております。

一方、文部科学省の放課後こども教室は、地域の方々の参画を得て、 地域住民との交流活動の取り組みを実施するもので、安心、安全に主 眼を置いた、地域のボランティアの事業であると、このように思って おります。

したがって、保険料の必要最小限の受益者負担は要るものの、一律にサービスの対価として、保護者に負担を求めるものではないと考えておるところでございます。それに、地域のボランティアとしてお世話をいただく事業であると、このようにとらまえております。

教育委員会といたしましても、先ほど市長さんのほうからのお答え もございましたが、小規模の学校等において、地元の受け入れ体制の 整った地域には、今までどおり文部科学省の方針に従いまして、保護 者負担を求めることなく、この「放課後子ども教室」を進めていきた いと考えております。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

12番、青原敏治君。

○青 原 議 員

今、ご答弁をいただきましたが、1点目の公文書等々についてですが、省けるところは省くということで私は納得しますが、ただ、これは本当、氷山の一角ということはないと思うんですが、やはり財政が圧迫しているなかで、少しでも、1円でも、やはり皆さんから預かっている税金を有効に使わないといけないという思いのなかで、こういう質問をさせていただいたと理解していただきたいというふうに思います。

また、個人情報の分については、いろいろ法律等々で制約されているからそういうふうになったんだということになりますと、市民のほうは法律を守らないといけないと。じゃあ、行政のほうは守らなくてもいいのかという話になるんですね。

今の個人情報が堂々と出ているんですよね。住基番号のそのままが 封筒の表に出ているんです。なかに入っているのであれば、保護にも なるだろうと思うんですが、堂々と出ているんですよ。

それをもし悪用された場合は、どうなるんですか。それを私は言いたい。職員には個人情報保護法のハンドブック等々が配布されているというふうに思うんですが、そこれを熟知されているのかどうか。やはり、慎重を期してこういうことはやっていただきたいというふうに思います。

やはり、個人情報ということで、いろいろと問題があるんですね、これ。災害時でも独居老人とか、いろんな人の避難をどうしようかというときに、場所がわからないよと。これは個人情報だから出せませんよと、いうよいうな状況があるわけです。しかし、この文書では出ていると。どうなっとるんかという思いが強いんです。そこらを再度ご答弁いただければ、ありがたいというふうに思います。

次に、児童クラブのことにつきまして、市長も先ほど言われましたように、イルカクラブ、第2イルカクラブというような形で新設されるということは、大変結構なことでございますけども、ただこれは、今は吉田学校区等々の問題であるわけです。

私が言いたいのは、安芸高田市全体でやはり子どもたちが、平等に サービスを受けられるという状況にしていただきたいというふうに思 います。

それは文部科学省であり、厚生労働省であり、所管が違うと思いますけど、保護者にはそれはわからないんです。我々はわかるにしても、保護者の方が、そこまで熟知されているかというと、そうではないんですよ。そうすると、あそこはなんで安いんだと、うちらは月3千円も払うよの。というようなことになると思うんですね。そこらのところを再度ご答弁いただければというふうに思います。

ただ、今、市長が子育て支援はしっかりやっていくんじゃということを言われていますので、今のイルカクラブ等々ではなしに、児童館・児童クラブ等の1人3千円、2人が行けば1人が1,500円になるというような状況をもう少し値下げをしてやるとか、保護者の負担を軽くするというような形がとれるのかどうか、そこらを合わせて答弁をいただきたいと思います。

○松 浦 議 長 ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの青原議員のご質問に対してお答えします。

ご指摘の郵便につきましては、徹底的に精査をいたして、無駄のないようにこれからも鋭意気をつけていきたいと思います。

このことが、行財政改革の意識改革や成果へもつながってくると私 も思っておりますので、ご指摘のように考えていきたいと思っており ます。 個人情報の関係でございますが、こういうことがあってはならないように、やっぱり我々も再度周知徹底をして、再発防止にはこれからも気をつけてまいりたいと思います。

それから保育所の問題でございますけども、やはり文部科学省といえども、厚生労働省といえども、住民におけるサービスについては、 ご指摘のとおりなので、基準を明確にして、市民の皆様方にわかりや すい広報をして、納得していただける形でこういうことも実施してい きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

金額については、検討課題として承っておきますので、よろしくお 願いします。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再々質問はありますか。

12番 青原敏治君。

○青 原 議 員

これは、広告掲載事業具現化のための基本指針というのが資料でありますが、封筒の裏に広告を入れるとか、等々同僚議員の方もいろいろ言われてきているなかで、これを早くしていただくためには、この前、安芸太田町のほうから家へちょと来たんですが、そこは既に広告が入っておりました。そういう形のなかで、財源を少しでも確保できればいいんじゃなかろうかという思いがしますので、指針どおりに、いつごろ実現できるのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

それで終わります。

○松 浦 議 長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長

ただいまの封筒への広告掲載事業でございますけども、実はきょう 皆様方のほうに、具体的にどのような形で安芸高田市も募集をします ということを、お知らせをさせていただくようにしております。と同 時に、ホームページへも載せるようにさせていただいております。

詳細につきましては、総務企画常任委員会のほうで、報告ということで、詳しくさせていただくようにしておりますので、よろしくお願いします。

○松 浦 議 長

以上で、青原敏治君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終了いたします。

これをもって本日の日程を終了し、散会いたします。

次回は明日9日午前10時に再開いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~~

午前 11時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員